

報告第10号

放棄した債権の報告について

足立区の債権の管理等に関する条例（平成14年足立区条例第26号）第14条の規定に基づき、区の債権について下記調書のとおり放棄したので、第15条第2号の規定により報告する。

平成18年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

債権放棄調書

債権の名称	債務者	債権の額	放棄した事由等
中小企業融資信用保証料補助金 過払返還金		20,900円	1 債権発生日 平成11年7月29日 2 事由：倒産 平成18年6月14日 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信用保証料補助金 過払返還金		26,778円	1 債権発生日 平成13年12月17日 2 事由：倒産 平成18年6月14日 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信用保証料補助金 過払返還金		56,604円	1 債権発生日 平成14年8月29日 2 事由：行方不明 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信用保証料補助金 過払返還金		19,000円	1 債権発生日

用保証料補助金 過払返還金			平成14年10月30日 2 事由：倒産 平成16年8月24日 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信 用保証料補助金 過払返還金		9,055円	1 債権発生日 平成15年5月1日 2 事由：死亡 平成15年11月2日 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信 用保証料補助金 過払返還金		15,098円	1 債権発生日 平成16年9月24日 2 事由：行方不明 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信 用保証料補助金 過払返還金		17,820円	1 債権発生日 平成17年5月2日 2 事由：破産 平成18年4月26日 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信 用保証料補助金 過払返還金		3,818円	1 債権発生日 平成13年7月23日 2 事由：行方不明 3 放棄決定日 平成18年7月26日
中小企業融資信 用保証料補助金		26,204円	1 債権発生日 平成14年4月26日

過払返還金



2 事由：行方不明

3 放棄決定日

平成18年7月26日